

越監告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 4 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

下水道課 令和 3 年 10 月 6 日（水）～ 10 月 8 日（金）

2 措置状況

表 題	災害時の財政支援等について
監査の結果	<p><指摘事項></p> <p>平成 27 年 2 月 6 日に浄化槽維持管理協会との間に、災害対策基本法(第 50 条)に係る「災害復旧協定」を結んだが、同協会の復旧事業に対する財政支援及び関連事務の業務手順書が定められていない。</p> <p>被災時に、速やかに市として対応ができるよう、国・県の補助金等の活用及び同協会の準備資金を踏まえつつ、当該事業の補助交付金の具体的算定方法・交付時期・検収等に関して、要綱の制定及び関連事務の業務手順書を整備されたい。</p> <p>また、同協会の協定に係る対応・活動の具体的指針がないので、被災時のマニュアル等を作成するよう鋭意指導されたい。</p>
措置の内容	<p>協会が行う復旧事業に対する財政支援については、早急に協会と協議し、被災時における円滑な補助金交付に必要となる補助金交付要綱の制定及び当該交付関連事務にかかる業務手順書を早急に作成いたします。</p> <p>また、協会に対しては、被災時の迅速な対応への実効性確保に向け、被災時対応マニュアルを整備し、協定に係る対応・活動の具体的指針を示すよう指導してまいります。</p>